6.　可聴警報器を備える。その可聴警報は、その区域にある他の警報と区別することができるものであり、戸が遠隔操作で動力により閉鎖する時に鳴り、戸が動き始める前に五秒から十秒間鳴り、及び戸が完全に閉鎖するまで鳴り続けるものとする。手動の遠隔操作の場合には、可聴警報器は、戸が動いている時にのみ鳴ることで足りる。さらに、主管庁は、旅客区域及び周囲の騒音が高い場所においては可聴警報器に加えて断続的な可視信号を水密動力滑り戸に備えることを要求することができる。

7.　動力によりほぼ一定の速度で閉鎖するものとする。船舶が直立状態にある場合において戸が動き始めてから完全に閉鎖するまでの時間は、いかなる場合にも、二十秒以上四十秒以内でなければならない。

7.2　水密動力滑り戸に必要な電力は、非常配電盤から直接に又は隔壁甲板上に設置された専用分電盤から給電する。関連する制御装置の回路、表示器の回路及び警報装置の回路は、非常配電盤から直接に又は隔壁甲板上に設置された専用分電盤から給電し、また、主電源又は非常電源が故障した場合には、この章の第四十二規則3.1.3に規定する臨時の非常電源から自動的に給電することができなければならない。

7.3　水密動力滑り戸は、次のいずれかの装置を保持する。

.1　すべての水密動力滑り戸を同時に閉鎖することができる電動機及びポンプから成る二の独立した動力源を有する集中油圧装置。さらに、当該集中油圧装置全体につき、すべての水密動力滑り戸を十五度の逆傾斜に対して少なくとも三回、例えば、閉―開―閉と操作するために十分な容量の水力だめを設ける。この操作は、水力だめにおいてポンプの圧力が遮断された場合においても、実行可能でなければならない。使用される液体は、航海中、装置が遭遇することのある温度について考慮されたものでなければならない。動力操作装置は、油圧管の一の故障が二以上の水密動力滑り戸の作動に悪影響を及ぼす可能性を最小のものとするように設計する。油圧装置には、装置を作動させる動力を供給する作動油タンクの低液面警報装置及び水力だめの貯蔵エネルギーの喪失を監視するガス圧力低下警報装置又は他の有効な装置を備える。これらの警報装置は、可視及び可聴のものであり、船橋の中央操作台に設ける。

.2　各水密動力滑り戸に対して、戸を開閉することができる電動機及びポンプから成る一の動力源を有する独立した油圧装置。さらに、当該水密動力滑り戸を十五度の逆傾斜に対して少なくとも三回、例えば、閉―開―閉と操作するために十分な容量の水力だめを設ける。この操作は、水力だめにおけるポンプの圧力が遮断された場合においても実行可能でなければならない。使用される液体は、航海中、装置が遭遇することのある温度について考慮されたものでなければならない。水力だめの貯蔵エネルギーの低下を監視するガス圧力低下警報装置又は他の有効な装置を船橋の中央操作台に設ける。貯蔵エネルギーが低下した場合には、各水密動力滑り戸の操作場所で表示されなければならない。

.3　戸を開閉することができる一の電動機から成る動力源を有する各水密動力滑り戸について、独立した電力装置及び電動機。この動力源は、主電源又は非常電源のいずれかに故障が生じた場合に、この章の第四十二規則4.2の規定により要求される臨時の非常電源により、当該水密動力滑り戸を十五度の逆傾斜に対して少なくとも三回、例えば、閉―開―閉と操作するために十分な容量の電力を自動的に給電することができるものとする。

.1から.3までに規定する装置については、次の規定を適用する。

水密動力滑り戸用の動力装置は、他のいかなる動力装置からも分離されていなければならない。電気装置又は油圧装置（油圧アクチュエーターを除く。）の故障により、いかなる水密動力滑り戸の手動操作も妨げられてはならない。

7.4　操作用ハンドルは、水密隔壁の両側に床面から少なくとも一・六メートル以上の高さに取り付けるものとし、また、戸口を通る者が誤つて動力閉鎖装置を作動させることがなく両側のハンドルを開の位置で保持することができるように措置をとる。水密動力滑り戸を開閉する際のハンドルの移動方向は、戸の移動方向と同一でなければならず、かつ、明確に表示されなければならない。

7.5　水密戸のための電気設備及び電気機器は、実行可能な限り、隔壁甲板の上方並びに危険な区域及び危険な場所の外に設置する。

7.6　隔壁甲板の下方に設置された電気機器の囲いは、水の侵入に対し適切な保護を行う。

7.7　電力の回路、制御装置の回路、表示器の回路及び警報装置の回路は、障害から保護し、一の水密動力滑り戸の回路の故障が他のいかなる水密動力滑り戸の回路についても故障の原因とならないようにする。水密動力滑り戸の警報装置の回路又は表示器の回路における短絡又は他の障害は、当該水密動力滑り戸の動力による操作を妨げないようにする。隔壁甲板の下方に位置する電気設備への水の浸入が、水密動力滑り戸を開けさせる原因とならないよう措置をとる。

7.8　水密動力滑り戸の動力操作装置又は水密動力滑り戸の制御装置の電気的な故障は、閉鎖した水密動力滑り戸を開けることとならないようにする。動力供給があることについては、電気回路中にある7.3に規定する各電動機にできる限り近い地点において継続的に監視する。動力供給が喪失した場合には、船橋の中央操作台の可視可聴警報器が始動する。

8.1　船橋の中央操作台には、二の制御方式を有する親方式のスイッチを備える。当該二の制御方式は、いかなる水密動力滑り戸についても、局部的に開放し、かつ、使用後自動的に閉鎖することなく局部的に閉鎖することができる局部制御方式及び開放されているいかなる水密動力滑り戸についても自動的に閉鎖することができる閉鎖戸方式である。閉鎖戸方式では、解放されているいかなる戸も自動的に閉鎖することができなければならない。閉鎖戸方式では、水密動力滑り戸は局部的に開放することができるが、局部制御の機構の解除により当該水密動力滑り戸は自動的に再度閉鎖される。親方式のスイッチは、通常、局部制御方式としておく。閉鎖戸方式は、緊急時又は試験の目的にのみ使用する。親方式のスイッチの信頼性には、特別な考慮を払う。

8.2　船橋の中央操作台には、各水密動力滑り戸の場所を示す表示盤を備え、当該表示盤には、各水密動力滑り戸の開閉状況を示す可視表示器を付ける。赤い灯は、水密動力滑り戸が完全に開いていることを示し、また、緑の灯は、水密動力滑り戸が完全に閉鎖していることを示す。水密動力滑り戸が遠隔より閉鎖される場合には、赤い灯が点滅し、途中の位置にあることを示す。当該可視表示器の回路は、各水密動力滑り戸の制御装置の回路から独立したものとする。

8.3　いかなる水密動力滑り戸についても、中央操作台から遠隔操作によつて戸を開放することができるものであつてはならない。

9.1　甲板間の貨物区域を仕切る水密隔壁に戸を取り付けることが不可欠であると主管庁が認める場合には、満足すべき構造の水密戸をその水密隔壁に取り付けることができる。これらの水密戸は、ヒンジ戸、ロール戸又は滑り戸とすることができるが、遠隔操作のものであつてはならない。これらの水密戸は、最も高い位置に、かつ、実行可能な限り外板から遠い箇所に取り付けるが、これらの水密戸の外側の縦縁は、いかなる場合にも、最高区画喫水の水平面において中心線に対し直角に測つて外板からこの章の第二規則に定義する船舶の幅の五分の一に相当する距離以上離れた位置になければならない。

9.2　これらの水密戸のうち航海中に近づき得るものについては、許可を受けることなく開放することを防止する装置を取り付ける。これらの水密戸を取り付ける場合には、主管庁は、その数及び配置について特別の考慮を払う。